

2009年4月30日 全3頁

道路特定財源の一般財源化法成立

制度調査部
是枝 俊悟

揮発油税等の税収を道路整備以外に充てることが可能に

[要約]

- 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、道路改正法）が4月22日に成立し、4月30日に公布・施行される予定である。これにより、揮発油税・石油ガス税の税収について用途制限が撤廃された。
- また、3月27日に成立し、4月1日に施行された「地方税等の一部を改正する法律」により、地方揮発油譲与税（旧・地方道路譲与税）、自動車重量譲与税等について用途制限が撤廃されている。
- これらの2つの法律が成立したことにより、道路整備目的に用途が制限された税源は、国税においても地方税においても廃止され、道路特定財源は一般財源化されたことになる。

1. 道路改正法の概要

○4月22日、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、道路改正法）が国会で成立した。この法律は4月30日に公布され、同日に施行（一部規定は4月1日に遡って適用）される予定である。この法律により、道路特定財源が一般財源化されることとなる。

○道路改正法では、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、旧道路法）で定めた3つの規定（図表1）が廃止されることがポイントである。

図表1 道路改正法により廃止される3つの規定

【旧道路法】

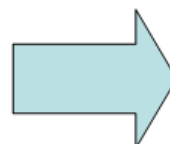
2008年度以降10年間①～③の措置

①揮発油税等の税収の道路整備への充当

②10年間の道路整備事業の量を規定

③地方道路整備臨時交付金

（揮発油税収の1/4を限度に道路整備勘定に直入）



道路改正法
により廃止

（出所）国土交通省資料を参考に大和総研制度調査部作成

- ①：旧道路法では、揮発油税等の税収¹を道路整備費に充てるという規定があった（旧道路法第2条、第3条）が、この規定は改正税法により削除される。
- ②：①の財源の使途として、旧道路法では、道路整備事業の量を「社会資本整備重点計画に即したもの」とする規定があった（旧道路法第3条⑤～⑨）が、この規定も改正税法により削除される。
- ③：旧道路法では「地方道路整備臨時交付金」として、揮発油税収の4分の1を限度に社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に直入される規定があった（旧道路法第5条）が、この規定も改正税法により削除される。

○この「地方道路整備臨時交付金」が廃止されたことに伴い、揮発油税の税収の全額が国の一般会計に算入されることとなり、また揮発油税の税収の全額について使途の法律上の規定はなくなった。

○ただし、法律での規定はないが、2009年度予算において「地域活力基盤創造交付金」が創設され9,400億円が国土交通省に配分されている。政府・与党はこの地域活力基盤創造交付金を「地方道路整備臨時交付金に変わるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め、地方の実情に応じて使用できる」²と説明している。

○この地域活力基盤創造交付金について、9,400億円のうち約8,000億円は道路に使われることが予算に組み込まれていることが参議院国土交通委員会調査室の内藤亜美氏の論文「平成21年度国土交通省予算のポイント」³で述べられており、同論文では「新交付金については、地方の実情に配慮したものとはいえ、道路及びその関連事業に使途が限定され、国土交通省関係予算に計上されることも含め、地方道路整備臨時交付金の看板の掛け替えに過ぎないのではないかとの見解もある」と指摘されている。

○したがって、道路整備に使われる歳出が減少していくかどうかについては明らかでない。

2. 地方税法等の一部を改正する法律

○「道路特定財源」と一般に呼ばれるものは、今回改正された揮発油税・石油ガス税の他にも地方揮発油税（旧・地方道路税）、自動車重量税等がある。これらも、税収について道路整備費用に使途が限定される目的税であることが法律上規定されていた。

○だが、これらは2009年3月27日に成立し、4月1日から施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、既に使途について道路整備費用に限定する規定が撤廃されている。

○この「地方税法等の一部を改正する法律」と4月30日に施行予定の改正道路法により、道路に使途が限定された税源は国税においても地方税においても廃止され、道路特定財源は一般財源化されたこととなる。

¹ 揮発油税の税収の全額および石油ガス税の税収の2分の1の額の合算額である。

² 「道路特定財源の一般財源化等について」（2008年12月8日、政府・与党発表）

³ 内藤亜美「平成21年度国土交通省予算のポイント～重点施策の推進と道路特定財源の一般財源化等～」、『立法と調査』第289号、p.88-100、編集・発行：参議院常任委員会調査室・特別調査室（2009年1月）

○一般財源化および用途の制限が撤廃された「道路特定財源」の主な税目と根拠条文は以下の図表2の通りである。

図表2 一般財源化および用途の制限が撤廃された「道路特定財源」の主な税目と根拠条文

		用途制限	根拠条文(注)
国税	揮発油税	全額を道路整備の財源に充てる	旧道路法第2条、第3条→ 廃止
		(1/4を上限に社会資本整備事業特別会計に直入する)	旧道路法第5条→ 廃止
	石油ガス税	1/2を道路整備の財源に充てる	旧道路法第2条、第3条→ 廃止
		(残り1/2は石油ガス譲与税として譲与される)※1	(石油ガス譲与税法第1条)
	地方揮発油税 (旧・地方道路税)	(全額が地方揮発油譲与税として譲与される)※2	(地方揮発油譲与税法第1条)
	自動車重量税	国税分としては元より道路目的の規定なし	
(1/3は自動車重量譲与税として譲与される)※3		(自動車重量譲与税法第7条)	
地方税	石油ガス譲与税 (※1)	全額を道路に関する費用に充てる	石油ガス譲与税法第7条→ 既に廃止
	地方揮発油譲与税 (旧・地方道路譲与税) (※2)		地方道路譲与税法第8条→ 既に廃止
	自動車重量譲与税 (※3)		自動車重量譲与税法第7条→ 既に廃止
	自動車取得税	(徴収費を除いた)全額を道路に関する費用に充てる	地方税法第699条の33→ 既に廃止
	軽油引取税	(徴収費を除いた)全額を道路に関する費用に充てる	地方税法第700条の50→ 既に廃止

「**廃止**」は、4月22日に成立し、4月30日に施行予定の改正道路法により廃止される。

「**既に廃止**」は、3月27日に成立し、4月1日に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により廃止された。

(注)「**廃止**」または「**既に廃止**」とある条文は、当該法改正前の条文である。

※1～3は、当該の国税として徴収された後、当該税目として地方に譲与され、地方において用途が道路整備費用に限定されていた。

(出所:大和総研制度調査部作成)